

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 7 月 16 日開催 全国地方銀行協会／

2025 年 7 月 17 日開催 第二地方銀行協会]

1. 金融機関に対する監督・検査体制の見直しについて

- 金融庁では、今般の人事異動に合わせ、金融機関に対する監督・検査体制を見直し、更なる一体化を図ることとしているので、その概要について共有する。
- 具体的には、2024 事務年度まで総合政策局が担っていた、コンダクト、サイバーセキュリティといった、専門的横断テーマのモニタリングは、監督局長の下で、総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課とモニタリング担当部局を、より一体的・効果的に運用できる体制とした。
- 金融庁としては、こうした新たな体制のもとで、より実効性のある監督・検査を行ってまいりたい。なお、これにより、各金融機関に対する当局の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではない。

2. トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

- トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の地震にかかる災害等に関し、鹿児島県内に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

3. 「経営者保証改革プログラム」の進捗について

- 「経営者保証改革プログラム」の進捗について、2025 年 6 月末に 2024 年度通期の実績を公表した。新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない

融資件数」の割合は全業態平均で 52.9%となり、通期の実績も半数を超える結果となった。

- さらに、新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資件数」との合計の割合は、全業態平均で 99.4%となった。係る数値については、「経営者保証改革プログラム」において 100%とする目標を掲げており、監督指針に基づく適切な対応が概ね浸透している状況である。
- 引き続き、金融庁として本プログラムに掲げる取組の浸透度合いや効果の検証等を進めていくが、各金融機関においても、こうした取組を継続し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた着実な対応をお願いしたい。

4. 「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」の公表について

- 金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業態横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2025 年 6 月 27 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2025」として公表した。
- 今回のレポートでは、昨年の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」を踏まえ、大手資産運用会社のビジネス状況やプロダクトガバナンスの高度化に向けた取組、金融機関の確定拠出年金(企業型 DC・iDeCo)や確定給付企業年金(DB)向けサービスの状況と課題などを取り上げている。
- 地方銀行に関連するポイントとして、企業型 DC・iDeCo については次の通りである。
 - ① 物価が上昇基調である中、「元本確保型商品のみで運用する者」の割合は運営管理機関の業態で大きな差がある。運営管理機関には、加入者において個々人の状況や経済・金融環境を踏まえた適切な商品選択がなされるよう、効果的な投資教育の充実や適切な商品選定・入替を行っていくことを期待する。
 - ② 企業型 DC の運営管理機関の半数が赤字であり、黒字の社でも、企業から得る委託手数料で委託業務の費用を全て賄えず、加入者等から得る信託報酬がなければ赤字となる。運営管理機関には、加入者等の最善の利益を勘

案した運用商品の選定・提示に疑念を生じさせぬよう、手数料水準を検討していくことを期待する。

- 各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討いただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

5. スタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供の円滑化等に係る自治体アンケート調査結果について

- 2023年2月に、いわゆるスタートアップビザを活用する外国人への金融サービス提供について要請※したところ、規制改革実施計画を踏まえ、要請の実効性にかかるフォローアップのために、スタートアップビザ制度を活用する地方公共団体に本年度もアンケート調査を実施した。

※ いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業活動確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するなど、適切な対応を講じる旨の要請をした。

- アンケートでは、金融機関の窓口において、要請の存在が認識されていないことや、証明書類の有効期限に関するQ&Aの内容が認識されていないこと等が原因で、円滑な口座開設に支障を来した事例が一部みられた※。

※ 調査対象期間である2024年1月1日～2024年12月31日にかけて、スタートアップビザを活用して入国した外国人は154名存在した。円滑な口座開設に支障があったと地方公共団体が認識した事例は2024年よりも増加していた。

※ 証明書類の有効期限は、出入国在留管理庁における在留資格認定手続の期限にすぎないため、提示された証明書類の有効期限が既に超過していた場合であっても、発行地方公共団体に確認する等により、当該外国人がいわゆるスタートアップビザを活用していることが明らかである場合は、有効期限内の証明書類を確認した際と同様に取り扱って差し支えない旨、Q&Aで明確化している。

- いわゆるスタートアップビザを活用する外国人から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、証明書類を確認の上で、居住者と同等の口座を提供するなどの対応を改めてお願いするとともに、当該要請内容を現場職員まで周知いただきたい。

6. モニタリング部門からの公表物について

- 2025 年 6 月から 7 月にかけてモニタリング部門から以下の各種レポート等を公表した。

（１）「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」

- 金融庁は、金融機関における気候関連リスク管理や顧客企業の気候関連リスクの低減を支援する取組について、金融機関と対話を行い、主な取組や金融機関が認識している課題を「気候関連リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」として取りまとめて公表した。
- 今回実態把握を行った金融機関では、気候変動への対応を重要な課題と位置づけており、それぞれの規模や特性に応じた気候関連リスク対応の進展が見られた。一方で、気候関連リスクは中長期に亘って顕在化することから従来のリスク管理の枠組で捉えるのが困難であることや、顧客の移行への資金支援により排出量（ファイナンスド・エミッション）が一時的に増加するといった課題も聞かれた。
- 金融庁は、今後も、金融機関の規模・特性等に応じて、具体的な気候変動対応の進め方は異なること等を十分に踏まえ、気候関連リスク管理や顧客支援の状況について、引き続き金融機関と対話を行う。

（２）「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-」

- 6 月 25 日及び 7 月 4 日、「FSA Analytical Notes -金融庁データ分析事例集-」を公表した。今回のレポートでは、「地方銀行の貸出明細データ等とマクロ経済指標を用いた信用リスクに関する予兆分析の試行」と「定量的分析手法及びテキストデータ分析手法による銀行の気候関連リスクに関する分析」を掲載している。引き続き様々な分析に取り組み、分析結果を発信していきたい。

（注）前者は、信用リスクの動向（債務者区分の悪化）を予測する機械学習モデルを構築し、地方銀行の経営状況に影響を与えうる予兆の捕捉を試行したものである。後者は、温室効果ガス（GHG）排出量に着目した定量的な分析と、大規模言語モデル（LLM）等のテキストデータ分析手法を用いたディスクロージャー誌の分析により、銀行の気候変動への取組を包括的に把握することを試行したものである。

（３）「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」

- ６月 30 日、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められていることを踏まえ、2024 年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーショナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。
- IT の複雑化と依存度の増大により、IT リスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提として IT レジリエンスを強化する必要がある。
- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、IT リスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、社内外の事例に照らし、自組織のガバナンス、体制、投資、人材育成について不断に見直し、強化していただきたい。
- 金融庁としては、金融分野における IT レジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供などの公助の取組を強化していく。

（４）「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」

- ６月 27 日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年 6 月）」を公表した。
- マネロン等対策については、2024 年 3 月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了していることを踏まえ、金融活動作業部会（FATF）第 5 次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。
- 金融犯罪対策については、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0（2025 年 4 月）」に掲げた施策等を着実に推進していくことが重要である。その一

つとして、2025 年 1 月より実施した口座不正利用等に係る要請文への対応状況のフォローアップ結果も別紙として併せて公表している。

- 各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

(5) 「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」

- 2024 事務年度は、2023 事務年度に提起した外貨建一時払保険、仕組預金の課題へのフォローアップに加え、外国株式、ファンドラップ、仕組債、外貨建債券、投資信託といった幅広い金融商品を対象に、販売会社等のプロダクトガバナンス態勢及び販売・管理態勢等を中心にモニタリングを実施した。
- 当該モニタリング結果については、7 月 1 日、「リスク性金融商品の販売・組成会社による顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」として公表した。
- 販売会社等との対話や定性・定量アンケート調査の結果を踏まえ、金融商品の販売・管理態勢等に関し、販売会社等において確認された課題や工夫事例のほか、顧客本位に基づく金融商品販売を実践するための態勢構築に向けた PDCA サイクルの基本的な考え方や重要な要素等について整理している。

(参考 1) リスク性金融商品の販売状況及びモニタリング結果

- ・ 課題事例は、対象金融商品の本源的な機能又は価値を否定するものではなく、当該商品を取り扱う販売会社等の態勢面の改善・向上に一層の取組みを促すことを目的としていることに留意する。

(外国株式)

- ・ 一部の販売会社で、必ずしも顧客意向に沿わない短期取引が認められる中、対面証券会社の「みなし資産回転率」(売付・買付額/残高)は各販売会社で大きな違いがある。「みなし資産回転率」が高くなるほど、顧客の利益が小さくなる傾向がある(過度な売買は顧客利益の押下げ要因になり得る)。

(ファンドラップ)

- ・ 一部の販売会社で、販売時点における総コスト控除後の期待リターンがマイナスのコースが存在。また、重点先との対話では、特に低リスク帯コースで総コスト控除後の実績リターンがマイナスの商品が複数認められた。

(投資信託)

- ・ 新 NISA 成長投資枠の解約率は、ほとんどの販売会社で 10%以下と低位である。個人投資家において長期・積立・分散投資の考え方が浸透してきているものと考えられる。

(参考 2) 顧客本位の業務運営の確保に向けて経営陣に期待すること (金融商品販売に関する PDCA サイクル)

【計画 (P)】

- ・ 経営理念・ビジョンに沿った「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の策定
- ・ 金融商品販売の位置付けの明確化
- ・ 最適なリソース配分
- ・ 顧客本位の販売行動を促す業績評価体系の策定

【実践 (D)】

- ・ 経営陣による従業員に対するメッセージの発信など、顧客本位に基づく企業カルチャーの醸成に向けた取組
- ・ 「リテールビジネス戦略」等の着実な実践 (顧客の最善の利益に適う金融商品の組成・導入・提案・販売)

【検証 (C)】

- ・ 「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」と実践結果のギャップ分析、根本原因も含めた課題の特定

【改善 (A)】

- ・ 「リテールビジネス戦略」及び「取組方針」等の改訂
- ・ 課題の解決に向けた金融商品の組成・販売・管理等の一連の態勢や業績評価体系等の改善に向けた施策の策定

○ 経営陣においては、当該モニタリング結果等も参考に、顧客本位の業務運営の確保に向けて、リーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

(6) 「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果」

○ 6月25日、健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理における取組をテーマに、大手金融機関との対話で把握した取組事例については「健全な企業文化の醸成及びコンダクト・リスク管理態勢に関する対話結果レポート」として公表した。

○ 本レポートは、企業文化を改革し、又はコンダクト・リスクを管理するプロセスを検討・実施していく上での基本的な考え方や取組事例を取りまとめ

たものである。

(参考) 健全な企業文化を醸成する 5 つのプロセス

1. 目指す企業文化に即した企業理念の言語化（可視化）
 - ・ 企業理念、パーパス、バリュー、行動規範等（以下「企業理念」）の策定
2. 企業理念の発信と役職員による認知
 - ・ トップメッセージ、研修、社内報、小冊子などを通じて役職員に周知
3. 企業理念に則した判断・行動を実践するための環境整備
 - ・ コミュニケーションの活性化（タウンホールミーティング等）
4. 企業理念の浸透度の評価
5. 社員意識調査、パルスサーベイ、外部有識者等による評価課題改善に向けた取組
 - ・ [4] を踏まえ、課題に対して [1] ～ [3] の取組を追加実施

- 経営陣においては、役職員の規範意識への働きかけも不祥事の発生防止に必要であることを再認識し、当該レポートも参考に、健全な企業文化の醸成やコンダクト・リスクの適切な管理に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたい。

7. 顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について

- オンラインカジノについては、海外で合法的に運営されている場合でも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪であるが、警察庁の委託調査に証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ要請文を発出することとしている。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

8. 犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025 年 6 月 13 日）において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。
- これを踏まえ、6 月 24 日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等の IC チップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は 2027 年 4 月 1 日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

9. 地域金融機関による人材マッチング等について

- レビキャリについては、先程、伊藤長官からも話があったとおり、政府の地方創生施策として、今、大変注目を集めている施策と承知している。これまで各金融機関に推進いただいた人材マッチングの流れを更に加速化できるよう、取組を進めたい。
- 長官からも言及があった「地方創生 2.0 基本構想」では、「2027 年度までの 3 年間でレビキャリの大企業人材の登録を 1 万人」とすることを目標に掲げている。こうした動きも踏まえ、レビキャリへの登録を促進するべく、REVIC 主催による「個人向けオンラインセミナー」を 2025 年 7 月 31 日に開催予定であり、2025 事務年度においても、これまでの流れが途切れないように、取組を開始している。
- 今後は、引き続き経済産業省とも円滑に連携し、制度の周知を鋭意進めるとともに、政府方針を踏まえた制度の見直しの検討を含め、現場に寄り添った対応を心掛けてまいりたい

10. 金融庁 AI 官民フォーラム開催報告について

- 6月18日、AIに関する取組事例の共有や実務上の課題の深掘りなどを行うため、金融機関やAIモデル開発者、ITベンダーなど様々な関係者をお招きし「金融庁 AI 官民フォーラム」の第1回会合を開催した。
- 参加者から共有いただいた御意見や問題意識をもとに、次回以降のフォーラムのテーマ設定に繋げていきたい。今後とも是非積極的にフォーラムに御参加いただき、事務局が提示した論点や今後のフォーラムの進め方についても御意見を頂戴したい。

(参考)「金融庁 AI 官民フォーラム」(第1回)議事次第

https://www.fsa.go.jp/singi/ai_forum/siryou/20250618.html

11. 骨太の方針・新しい資本主義実行計画・地方創生 2.0 基本構想等の閣議決定について

- 6月13日、「経済財政運営と改革の方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」、「地方創生 2.0 基本構想」等が閣議決定された。
- 金融庁関連では、
 - NISA 制度の一層の充実の検討や金融経済教育の充実、コーポレートガバナンス改革、資産運用業の高度化などの資産運用立国の実現に向けた取組の推進、
 - スタートアップへの支援に向けた非上場株式の流通活性化やインパクト投資市場形成の後押し、
 - 地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しや地域金融機関自体の経営基盤強化のための「地域金融力強化プラン」の策定・推進などの施策が盛り込まれている。
- 政府方針に盛り込まれたいずれの施策も、重要な施策であり、金融庁としては金融を通じて持続的な経済成長に貢献できるよう、重点的に取り組んでいく

12. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 一定の投資収益の確保を図りつつ、社会的課題への対応というインパクトの実現を企図する投資手法である「インパクト投資」に関して、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」において、その機運醸成・裾野拡大を図るべくテーマ別に四つの分科会を設け、昨年夏から議論を行ってきた。
- 2025 年 6 月、各分科会において、それぞれ①インパクト投資時に活用できるデータ・指標の整備、②上場企業へのインパクト投資手法、③地域におけるインパクト投資の意義と具体的な取組事例、④インパクトスタートアップと地方公共団体の連携促進、に関する議論の成果が取りまとめられた。
- インパクト投資の担い手となり得る皆様にも御一読いただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的に御関与頂くことを期待したい。
- また、金融庁では、カーボン・クレジット取引市場の健全な発展に向けて、その取引の透明性・健全性を高め投資家保護の促進を図る観点から、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」を 2024 年 6 月より開催し、黎明期における初期的論点について議論してきた。
- 2025 年 6 月、同検討会において、取引の透明性・健全性の向上において重要と考えられる論点を整理し、報告書として公表したところ、皆様の取組の更なる深化のため御活用いただきたい。

13. FATF 勧告 16（クロスボーダー送金）改訂の公表について

- 金融活動作業部会（FATF）では、クロスボーダー送金の透明性に関する改訂勧告 16 を、2025 年 6 月 18 日に公表した。

参考：当庁 HP 公表リンク (<https://www.fsa.go.jp/inter/fatf/20250619/20250619.html>)

- 勧告の改訂は、送金の透明性向上の観点から必要なマネロン対策等の確保を図ることを企図している。2024 年/2025 年の 2 度の市中協議を始めとした業界の皆様からの御意見も踏まえ、リスクに応じた対応となるよう、内容が修正されている。
- 主要な改訂項目としては、①クロスボーダー送金の始点・終点の定義の明確化に伴うペイメントチェーン内の異なる主体の責任の明確化、②クロスボ

一ター送金における送付情報の見直し（送金人・受取人情報の内容・質の改善）、③クロスボーダー送金における受取人情報の整合性確認の義務付け、④カード決済に関する勧告 16 適用除外の規定の見直し、⑤カードによるクロスボーダーの現金引き出しへの限定的な基準の適用、がある。

- 今回の改訂は、技術的かつ複雑な論点が多く、影響を受ける利害関係者も多岐にわたることが予想されるため、今後 FATF では、FATF の目線をより詳細に説明するガイダンスの作成を進めていくとともに、円滑な実施のため民間ステークホルダーとの対話を継続する予定である。なお、今回の改訂勧告の実施に必要な対応に鑑み、FATF では 2030 年末までのリードタイムを設定している。金融庁としては、皆様の御意見をよく伺いつつ、FATF ガイダンス作成や国内実施に向けた検討を進めていきたい。

（以 上）